

**令和8年度東京都北区  
ブランディングプランナー  
募集要領**

**北区政策経営部シティブランディング戦略課**

次のとおり、東京都北区ブランディングプランナーを募集します。

## 1 採用予定職（職名）

特別職非常勤職員（ブランディングプランナー）

根拠法令：地方公務員法第3条第3項第3号

## 2 募集人数・職務内容等

【採用予定人員】1名

【職務内容・勤務条件等】

（1）職務内容

自治体の従来手法に捉われない、民間企業で培われた戦略的なPR活動をご提案・実行していただくことを期待しています。

北区では令和7年度大手企業や地元企業とのコラボ企画、ブランディングサポーター制度の創設、大学生とのショートフィルム制作など、多様なステークホルダーを巻き込んだ取組みを展開してきました。

これらの実績をベースに、「北区シティブランディング戦略ビジョン」および西ロー希氏（ブランディングアドバイザー）の戦略を通じて、具体的な施策へと落とし込んでいきます。

区制80周年に向けた公式キャラクター制作やロゴの普及啓発など、さらなる「きたいを超える」東京北区の挑戦を、ぜひ一緒に形にしていければと考えています。

### ▼具体的な業務内容

- ・「北区シティブランディング戦略ビジョン」に連動する企画・立案～実行まで一貫したプランの提案  
⇒既存事業のリブランディングや新規プロジェクトの立案。  
⇒令和8年度の区制80周年に向けた公式キャラクター制作、およびロゴの普及啓発を軸としたPRコンテンツの企画・実行サポート。
- ・企業との連携やアライアンスの構築に向けたアドバイスと支援  
⇒大手企業や地元企業、大学生、ブランディングサポーター等、多様なステークホルダーを巻き込む共創プラットフォームの設計および交渉支援。

### ▼経験に応じて以下の業務もお任せいたします

- ・インナーブランディングの支援  
⇒区内での広報マインド醸成や内製化に向けたマニュアル作成、勉強会・ワークショップの実施
- ・メディアリレーションの構築に向けたアドバイス  
⇒新聞、テレビ、WEBメディア等への戦略的なアプローチ手法の助言、および説得

力の高いPR資料・プレスリリースの企画・作成サポート。

(2) 勤務日

原則月4日の勤務（週1回の勤務を想定）

※勤務時間は、週あたり7時間45分にて調整予定

※毎月の勤務日・週あたりの回数などは本業のご都合も考慮し、協議の上決定します。

(3) 任期

令和8年7月～令和9年3月まで

面接、勤務実績等に基づく能力の実証により次年度も再度任用することがあります。このとき、公募は実施いたしません。また、再度の任用は4回を上限とします。

(4) 勤務地

東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所第一庁舎3階

政策経営部シティブランディング戦略課

事前協議により、Web会議ツール等によるリモートワークも可能とします。

ただし、月1日以上、上記勤務地での勤務を必須とします。

(6) 報酬

月額150,000円（交通費等諸経費を含む）

### 3 応募条件等

(1) 必須条件

ブランディングプランナーに期待する条件は次のいずれかに該当する方となります。  
年齢制限なし、性別は問いません。

- |  |
|--|
| ①事業会社での広報・PRでの業務経験<br>②総合広告代理店またはPR専門広告代理店での業務経験 |
|--|

(2) 歓迎条件

さらに、次の経験をお持ちの方ですと、大変ありがたいです。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 広報・ブランディング戦略に基づき、企画～実行までを一貫して行なった経験 |
|-------------------------------------|

(3) 求める人物像

- |  |
|--|
| ①様々な関係者の考えや背景を尊重しながら柔軟性を持って人間関係を構築し、<br>事業を進められる方<br>②専門的な内容も分かりやすく伝えていただける方<br>③企画提案に対する積極性や、チャレンジ精神が旺盛である方 |
|--|

#### (4) 応募資格

以下のいずれかに該当する場合は、応募できません。

○ 日本国籍を有しない者

○ 地方公務員法第16条の規定により地方公務員になることができない者

- ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（神経衰弱を原因とするもの以外）

#### 4 提出書類

ブランディングプランナーとして任用を希望される方は、職務経歴書（LoGoフォームで入力）の提出をお願いします。提出方法は、下記「6 応募方法」を参照してください。

なお、これらの書類を本選考以外の目的に使用することはありません。また、提出された書類は返却いたしません。

#### 5 応募期限

令和8年5月5日（火）17時まで

#### 6 応募方法

申込フォーム（LoGoフォーム、下記外部リンク参照）で提出してください。

提出先：北区政策経営部シティブランディング戦略課  
（ブランディングプランナー採用担当）

LoGoフォームURL：

<https://logoform.jp/form/VNHo/1527796>

#### 7 選考方法

(1) 書類選考 ※5月上旬

提出書類により、書類選考を行います。

書類選考の結果、第1次面接を行うこととなった方のみ、電話またはメールにて第1次面接の日時・場所等を連絡いたします。

(2) 第1次面接 ※5月中旬

北区政策経営部シティブランディング戦略課長及びシティブランディング戦略課職員

による面接選考を実施します。

第1次面接では、職務経歴書からの質疑応答を行います。

第1次面接の結果、令和8年5月22日(金)までに、第2次面接を行うこととなった方のみ、電話またはメールにて第2次面接の日時・場所等を連絡いたします。

### (3) 第2次面接 ※5月下旬～6月上旬

北区長、北区副区長及び北区政策経営部長の3名による面接選考を実施します。

第2次面接の結果、採用予定となった方に電話またはメールにて連絡いたします。

## 8 その他

- ・就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項  
敷地内禁煙（第一庁舎屋外に喫煙場所あり）

## 9 問い合わせ先

北区政策経営部シティブランディング戦略課ブランディングプランナー採用担当  
増淵・佐野・原

E-mail : citypr-ka@city.kita.lg.jp

応募にかかる問い合わせは、令和8年5月5日(火)17時を期限とします。

※ 正確な対応のため問い合わせは電子メールに限らせていただきます。

※ セキュリティの都合上、HTML形式はお控えいただき、プレーンテキスト形式にてお願いします。